

第 15 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和 2 年 7 月 16 日(木) 11:00～

場所：長野県庁本庁舎 3 階 特別会議室

次 第

議 題

- 1 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(7月10日～7月31日)について
- 2 当面の県観光誘客施策の考え方について
- 3 その他

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月10日～7月31日） （修正案）

～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和2年7月9日

（令和2年7月16日改定）

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識

緊急事態宣言の全面的な解除から、1月以上が経過した。特定警戒都道府県とされていた地域においても、県をまたいだ人の移動や施設の使用制限の要請などが解除され、全国的に社会経済活動が再開される局面に入っている。

しかし、この間、新規感染者は全国的には一旦落ち着いたものの、首都圏など一部の地域において再び増加する傾向が見られるようになっており、状況を注視していく必要がある。

本県においても、6月18日に1名の陽性が確定した後、7月11日以降16日までに3件の新たな感染者が確認されている。

現時点においても、新型コロナウイルス感染症のリスクは身近に存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。

更に、第2波・第3波に備えて、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、消費喚起、県内観光の促進等経済活動の活性化を支援するとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、7月10日から7月31日までの対策においては、引き続き以下の3点を重点として、進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

(2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い、手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行う。

また、感染拡大が更に進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断するとともに、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討するよう呼びかける。

夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するようご家族を通じて呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

(3) 新型コロナ対策手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

(4) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、適切な感染防

止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

〔各部局〕

（５）「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

（６）「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援するとともに、顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者の感染防止策を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

（７）「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにするなどの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

（８）不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

（９）施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(10) 観光地・観光施設における感染防止対策

県外需要拡大期における観光誘客対象地域の拡大にあたり、観光関連事業者に対し各業界におけるガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を周知するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用して感染防止対策への協力を求める。

また、宿泊施設における感染疑い事例発生時の対応について明確化し、観光関連事業者と連携・協力して感染症対策の強化を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

3 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組《重点2》

(1) 医療提供体制の確立

第2波・第3波に備え、これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の感染者を想定し、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者の受入体制を7月末を目途に整備する。

病床の確保にあたっては、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の拡充

第2波・第3波に備え、これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、1日1,000件以上の検査が可能となるよう検査体制を強化していく。

引き続き、簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

(4) 「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点3》

社会経済活動の再開を段階的に進めるため、「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を策定する。(詳細は別紙のとおり)

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応(Withコロナ)フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ(ワクチン等開発後)」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

(2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

(3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施する。

さらに、ジョブカフェ信州において、キャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援する。

〔産業労働部〕

(4) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(5) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

7月中は、県民向け宿泊割引・観光地クーポン券発行事業を活用し、地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

これと並行して、感染状況を注視しながら、比較的落ち着いている地域を中心に各種PR活動や観光クーポン事業、小規模宿泊施設のための割引事業の実施など、観光振興のために切れ目のない対策を講じることにより、県外からの観光誘客を推進する。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代における長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(7) 農家等の経営継続に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

特に需要が低迷している県産花きの活用キャンペーンや、牛肉等の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(10) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住いのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について8月以降の円滑な支給に向け、広報等を行う。

※（市にお住いの方については、各市が実施）

〔県民文化部〕

5 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、当面、別添「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」に従い実施する。

〔各部局〕

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する（特措法第24条第9項）。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。

※イベント開催の目安

【7月10日～7月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

〔各部局〕

(5) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ること感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることで感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょ。また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗淨**を行いましょ。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の**分散等**を推進しましょ。
- お客様に**咳エチケット**や**手指の消毒**を呼びかけましょ。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**しましょ。

新たな日常のすゝめ



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

新型コロナウイルスは、**目・鼻・口**から感染します。

飛沫感染



咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる**飛沫**が

目・鼻・口に入ることで感染します。

接触感染

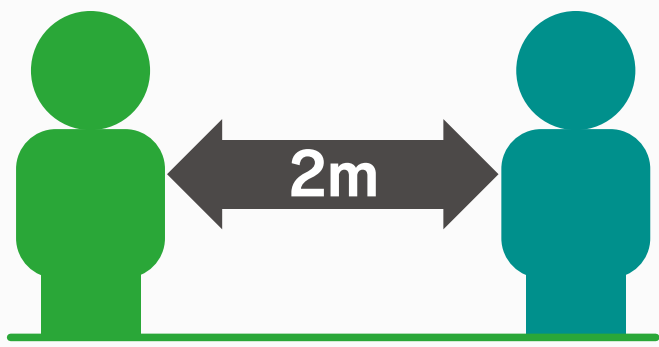


ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れること

で感染します。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう！

3つの基本



身体的距離の確保



マスクの着用
(人混みの中、会話の際)



手洗い・手指消毒

3密の回避

換気の悪い
密閉空間

3つの条件が揃う場所がクラスター(集団)発生リスクが高い！

多数が集まる
密集場所

間近で会話や発生をする
密接場面

3つの確認

- 体温確認
- 体調確認
- 行動履歴確認

毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避けましょう。

症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や有症者相談窓口にご相談しましょう。

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

緊急事態宣言の解除から1か月以上経過し、全国的に社会経済活動が再開する局面に入っています。ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を実施していくことが求められています。

県としても、これまで延期していたイベント・行事についても感染防止に最大限の留意を払いながら、必要なものは実施していくこととし、各部局においては、イベント等を開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、参加者及び職員への感染を防止するための行動を自ら考え、工夫し、そして実践してください。

当面、県主催のイベント・行事の実施については、以下のとおり対応することとします。「新しい生活様式」の定着を推進し、県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るべく、積極的に業務を行いましょう。

なお、急激な感染拡大のおそれが生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととします。

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

1 県主催のイベント・行事開催の目安

【7月10日～7月31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

【8月1日～】(※国における検討経過を踏まえて、改めて検討する)

- ・ 人数制限はなし
- ・ 屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見つつ判断する。

(注) 上記の人数に満たないイベント・行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、必要な場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの対策を講じること。

2 県主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討したうえで、イベント等の準備を進めていくこと。

(1) 開催前

- ・ 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前の周知
- ・ 当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請
- ・ 接触確認アプリのインストールの事前の求め

(2) 会場準備

- ・ アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ・ 座席の隣との間隔を一人席分空けるなど、十分な距離の確保（2 m程度の間隔、パネルの設置など）
- ・ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ・ 職員や参加者・利用者にはマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- ・ 入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・ 入場時の検温の実施
- ・ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知

◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて

- ・ 参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ・ 終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・ 参加者のリストについて、長野県個人情報保護条例に従った適切な管理、また1か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行ったうえで、実施の判断を行うこと。

社会経済活動再開に向けたロードマップ(案)



※このロードマップは、本県及び全国の感染状況が落ち着いた状況であることを前提としています。感染拡大が生じた場合は、自粛の要請等の措置を講じる場合があります。

新型コロナウイルス感染症 各都道府県感染状況モニタリング表

資料 2

7月16日9時時点 (前日までの人数を集計)

都道府県名	人口	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	直近1週間の新規感染者数	(前日比)	直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数	各都道府県の緊急事態措置等
北海道	5,249,066	1	6	1	4	2	8	13	35	+9	0.67	
青森県	1,243,281	1	1	1	0	0	0	0	3	+0	0.24	
岩手県	1,215,938	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
宮城県	2,296,145	1	0	4	2	2	2	2	13	+4	0.57	
秋田県	956,093	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
山形県	1,068,522	0	0	0	0	2	0	1	3	+1	0.28	
福島県	1,830,590	0	1	0	0	0	1	0	2	+0	0.11	
茨城県	2,858,421	1	7	0	3	3	2	5	21	+4	0.73	
栃木県	1,934,857	0	3	0	2	3	5	4	17	+2	0.88	
群馬県	1,930,350	0	0	0	0	2	0	4	6	+4	0.31	
埼玉県	7,347,601	22	44	35	31	26	42	38	238	-10	3.24	県民及び事業者へ協力要請 ・夜の繁華街において感染症対策が十分とられていない店の利用回避 ・接待を伴う飲食店のうち感染症対策が徹底されていない施設の使用停止 等
千葉県	6,285,143	22	12	13	31	17	25	29	149	+20	2.37	感染防止対策が徹底されていない施設の利用を控えること等の協力要請
東京都	13,982,622	224	243	206	206	119	143	165	1,306	+90	9.34	都民向け及び事業者向けの協力要請 ・夜の繁華街において接待を伴う飲食店で感染症対策が十分とられていない店の利用回避 ・ライブハウスや劇場を利用する方に接触確認アプリのインストールの要請 ・イベントの開催の主催者・施設管理者に対し、ガイドラインの遵守の要請 等
神奈川県	9,222,618	25	32	35	23	17	28	42	202	+19	2.19	
新潟県	2,206,566	0	0	1	0	0	0	2	3	+2	0.14	
富山県	1,041,352	1	0	0	0	0	0	0	1	+0	0.10	
石川県	1,135,984	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
福井県	766,789	0	0	0	1	1	0	1	3	+2	0.39	
山梨県	807,725	0	1	0	0	0	0	0	1	+0	0.12	
長野県	2,039,096	0	0	0	1	1	0	1	3	+1	0.15	
岐阜県	1,979,516	2	0	0	0	0	3	1	6	+1	0.30	
静岡県	3,626,506	2	1	0	2	0	2	1	8	+0	0.22	
愛知県	7,542,632	0	0	2	0	2	5	16	25	+14	0.33	
三重県	1,771,855	0	1	1	2	0	0	2	6	+2	0.34	
滋賀県	1,413,774	0	0	0	2	0	0	1	3	+0	0.21	
京都府	2,576,336	5	10	9	8	9	12	9	62	+7	2.41	京都府のモニタリング指標による注意喚起
大阪府	8,819,226	30	22	28	32	18	20	61	211	+61	2.39	大阪モデル モニタリング指標による警戒を呼びかける黄信号
兵庫県	5,450,393	2	4	5	7	1	9	12	40	+9	0.73	
奈良県	1,326,292	2	5	7	5	4	3	5	31	+3	2.34	
和歌山県	916,843	2	5	4	5	3	1	0	20	+0	2.18	
鳥取県	552,471	0	0	0	1	0	0	0	1	+0	0.18	
島根県	668,854	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
岡山県	1,885,866	0	0	0	0	0	1	1	2	+1	0.11	
広島県	2,798,628	0	4	3	1	3	4	7	22	+7	0.79	
山口県	1,347,041	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
徳島県	723,524	0	1	0	0	0	0	0	1	+0	0.14	
香川県	951,421	0	1	0	0	1	1	1	4	+1	0.42	
愛媛県	1,330,918	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
高知県	691,990	0	0	0	0	1	0	0	1	+0	0.14	
福岡県	5,111,697	4	6	9	5	2	4	9	39	+4	0.76	
佐賀県	813,590	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
長崎県	1,314,893	0	1	2	4	4	1	1	13	+0	0.99	
熊本県	1,738,926	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
大分県	1,128,022	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
宮崎県	1,070,752	0	0	0	2	0	0	0	2	+0	0.19	
鹿児島県	1,593,040	2	8	5	8	5	5	3	36	+0	2.26	7/8～7/21「接待を伴う飲食店」に休業要請
沖縄県	1,456,955	1	1	2	0	0	0	0	4	-2	0.27	
計	126,020,720	350	420	373	388	248	327	437	2,543		2.02	

・「直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数」 0.5～ 1.0～

都道府県名 で着色した都道府県については、現在慎重な行動を呼びかけています

※人口は各都道府県発表の人口推計による(5/1時点での最新のもの)。北海道は発表がないので住民基本台帳人口より。

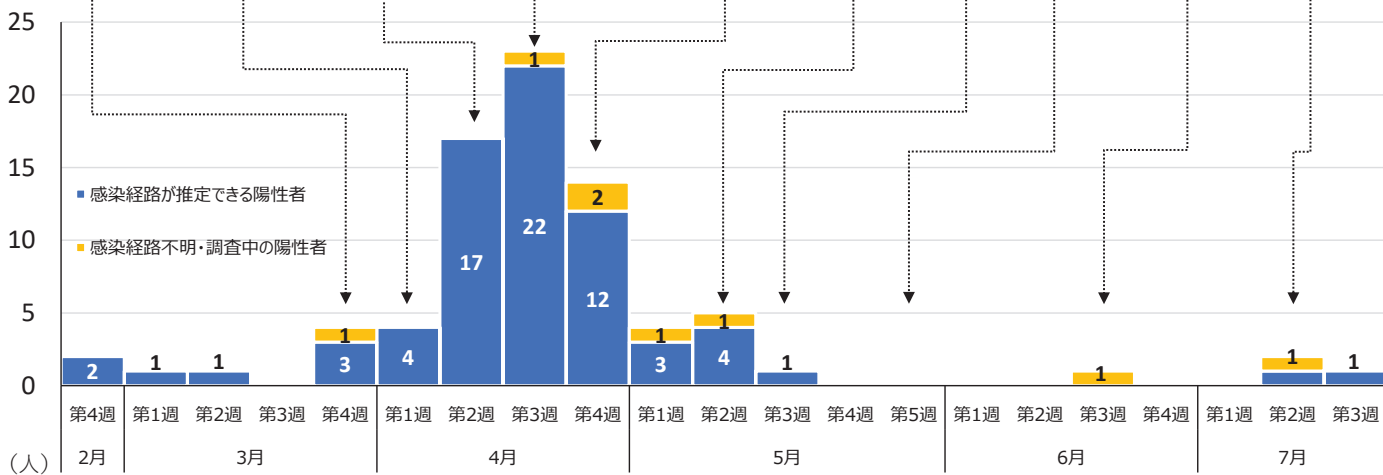
※各都道府県の新規感染者数は長野県の独自調査による。

長野県内陽性者発生動向

7月15日 18時現在



3/26	3/26	3/31	4/3	4/7	4/8	4/14	4/16	4/17	4/21	5/4	5/5	5/14	5/25	5/29	6/17	7/9	7/9
県	国	県	県	国	県	県	国	県	県	国	県	国	国	県	県	県	県
県対策本部会議の設置	政府対策本部会議の設置	「基本的対処方針」策定	「発生段階の区分」決定	「緊急事態宣言」(7都府県)	「感染対策強化期間」(4月9日~4月22日)	「緊急事態宣言」(全国に拡大)	「緊急事態宣言」(全国に拡大)	「緊急事態宣言」(全国に拡大)	「緊急事態宣言」(全国に拡大)	「緊急事態宣言」(延長を決定)	「緊急事態宣言」(延長を決定)	「緊急事態宣言」(解除(39県))	「緊急事態解除宣言」	「6月1日以降の長野県としての対応」(ロードマップ)決定	「長野県としての対応について」(6月19日~7月9日)を決定	「長野県としての対応について」(7月10日~7月31日)を決定	「長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例公布・施行」



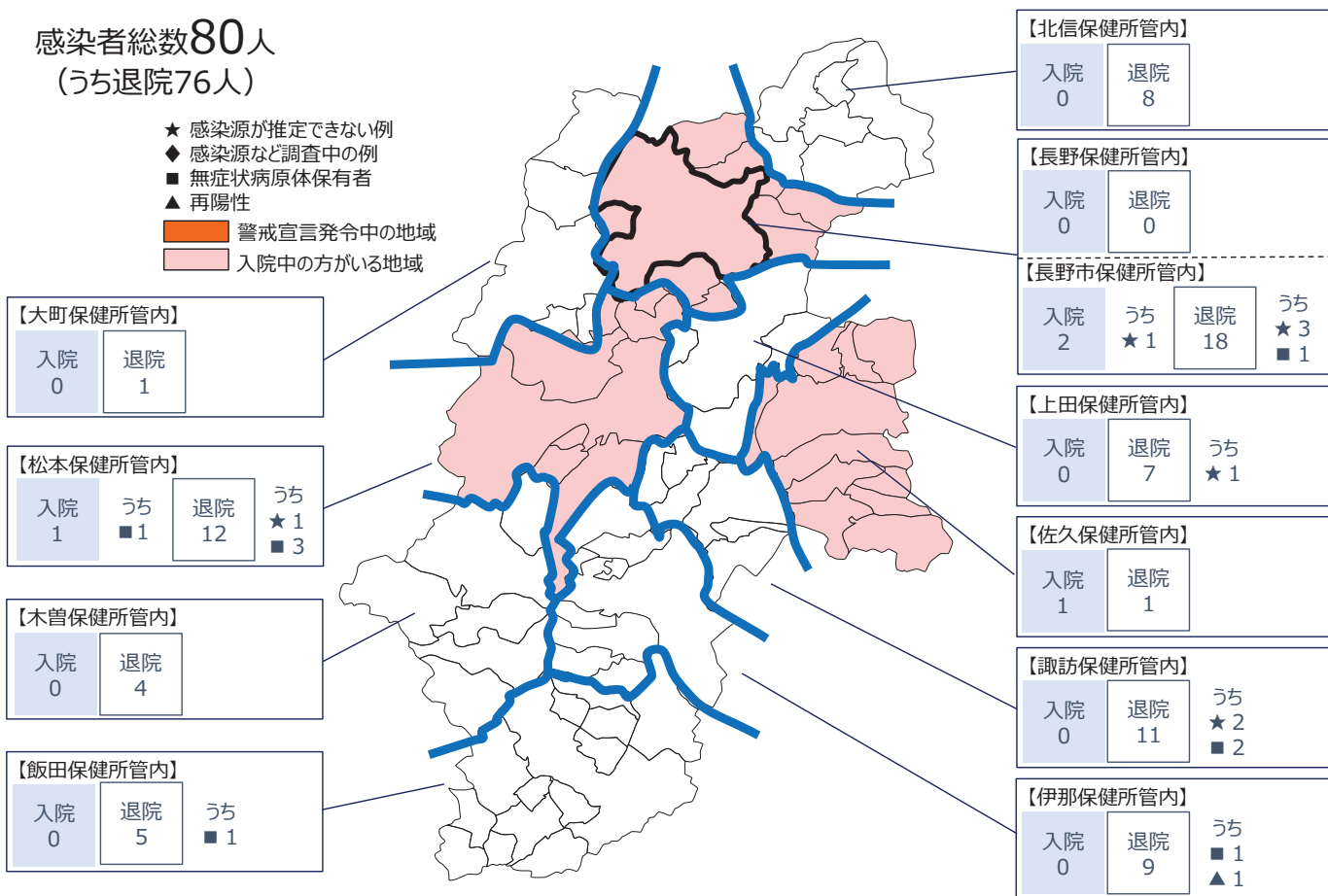
長野県内陽性者発生状況

7月15日 18時現在

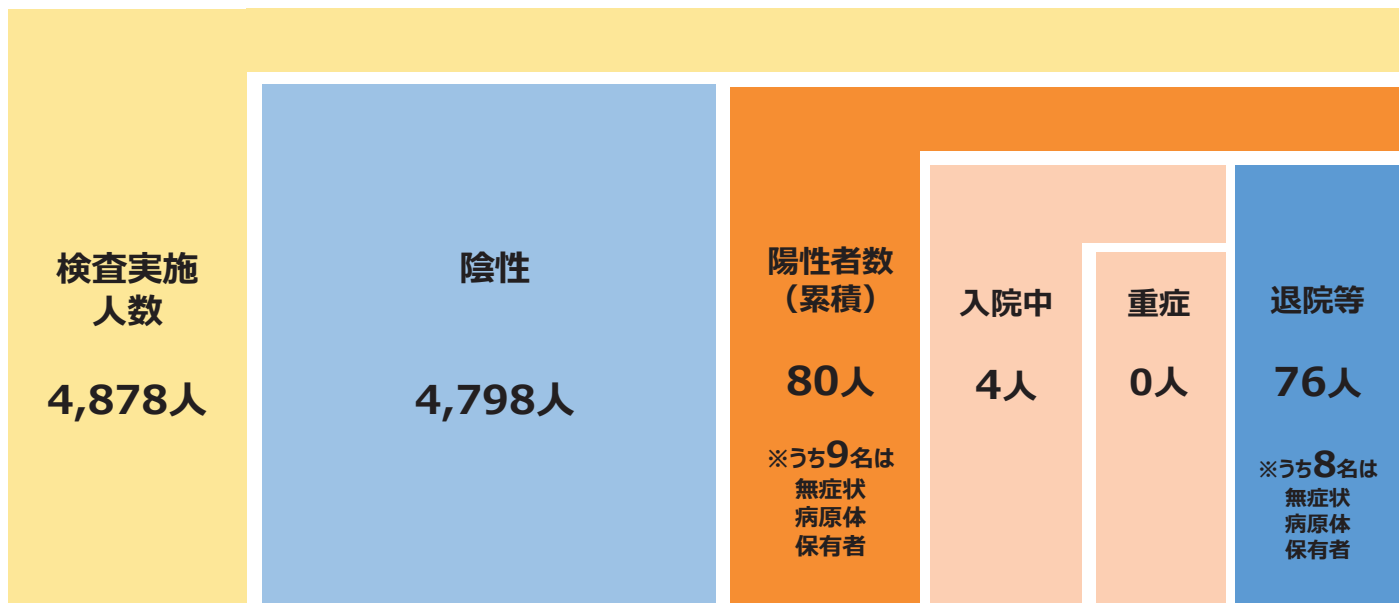


感染者総数80人
(うち退院76人)

- ★ 感染源が推定できない例
- ◆ 感染源など調査中の例
- 無症状病原体保有者
- ▲ 再陽性
- 警戒宣言発令中の地域
- 入院中の方がいる地域



7月15日18時現在

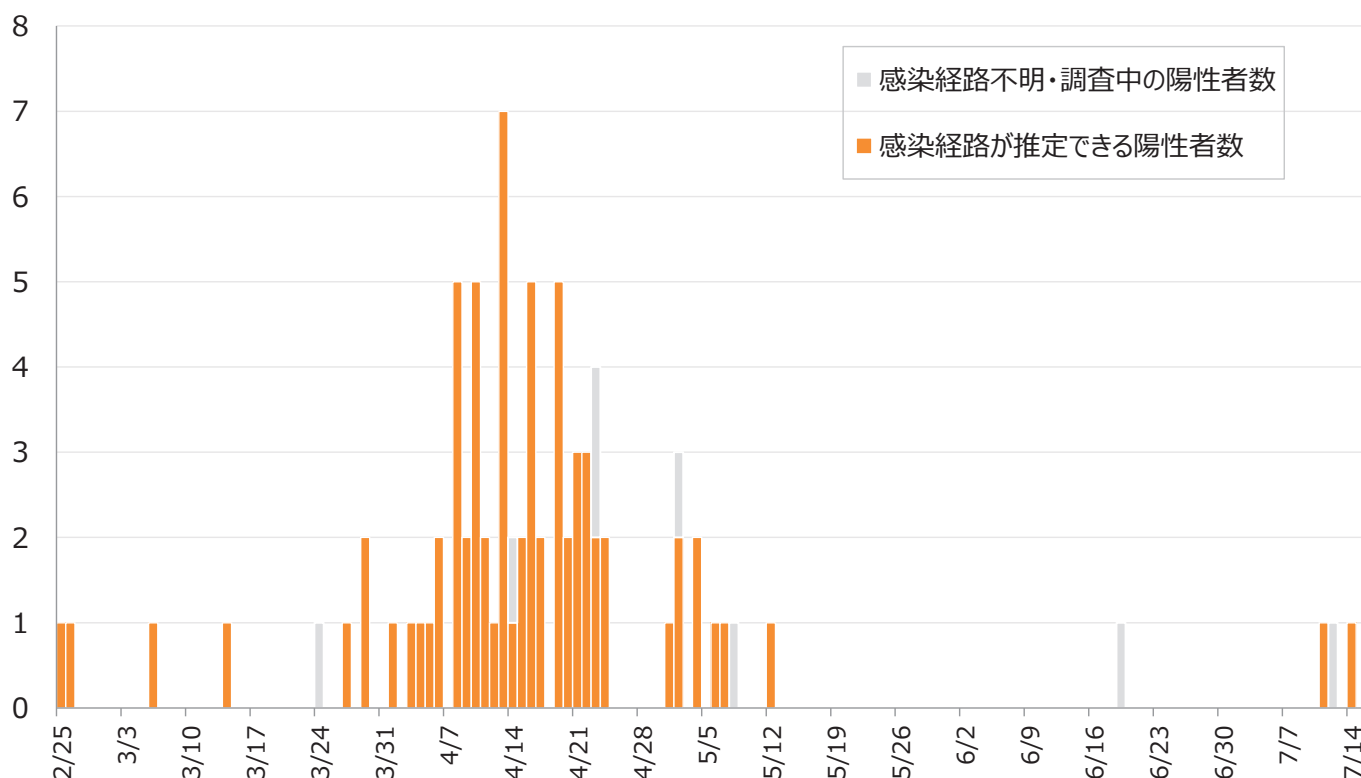


- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とは人工呼吸管理が必要な方またはICUで治療している方としています。
- ・空港検疫での陽性例（3名）、クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。

陽性者数の推移（日別）

陽性者累計 **80**人

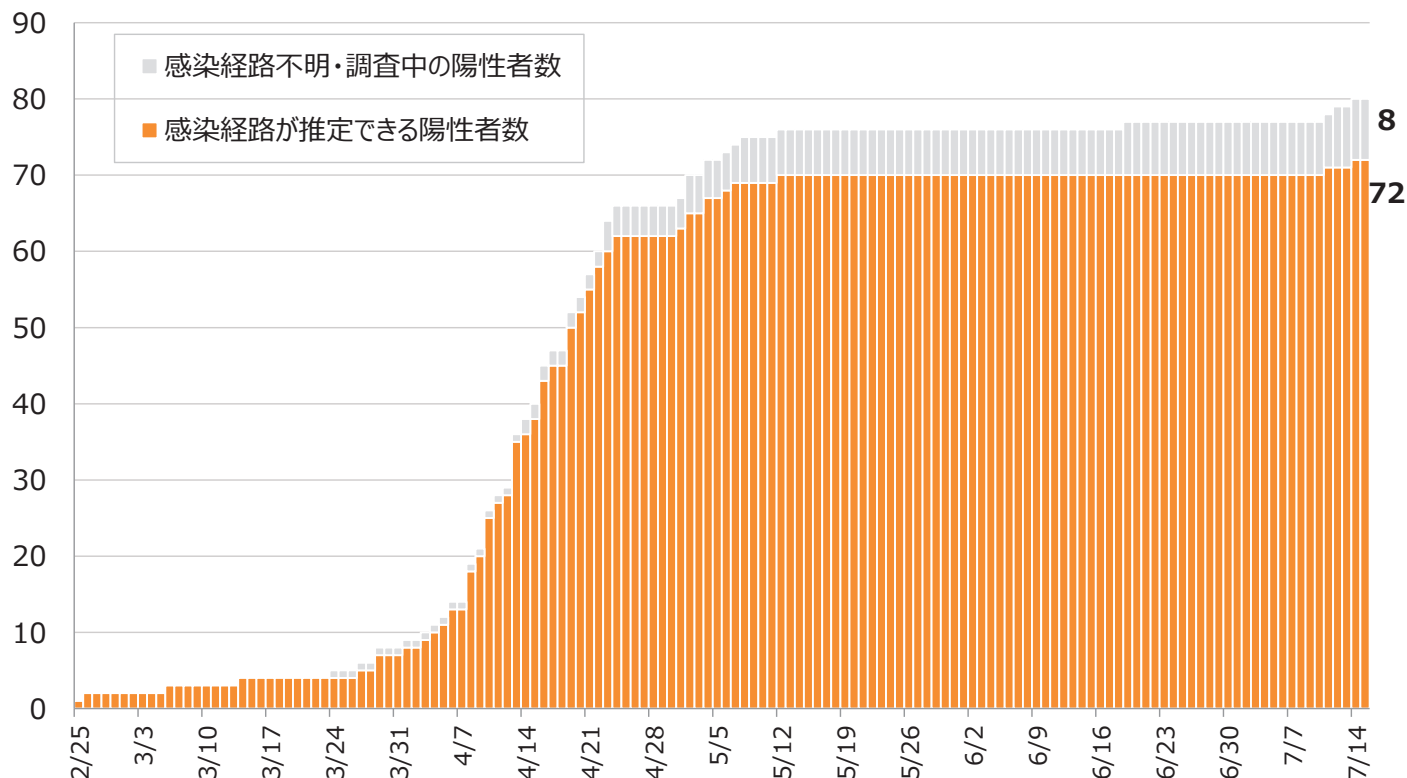
7月15日18時現在 累計値（前日比：+1人）



陽性者数の推移（累計）

陽性者累計 **80**人

7月15日18時現在 累計値（前日比：+1人）

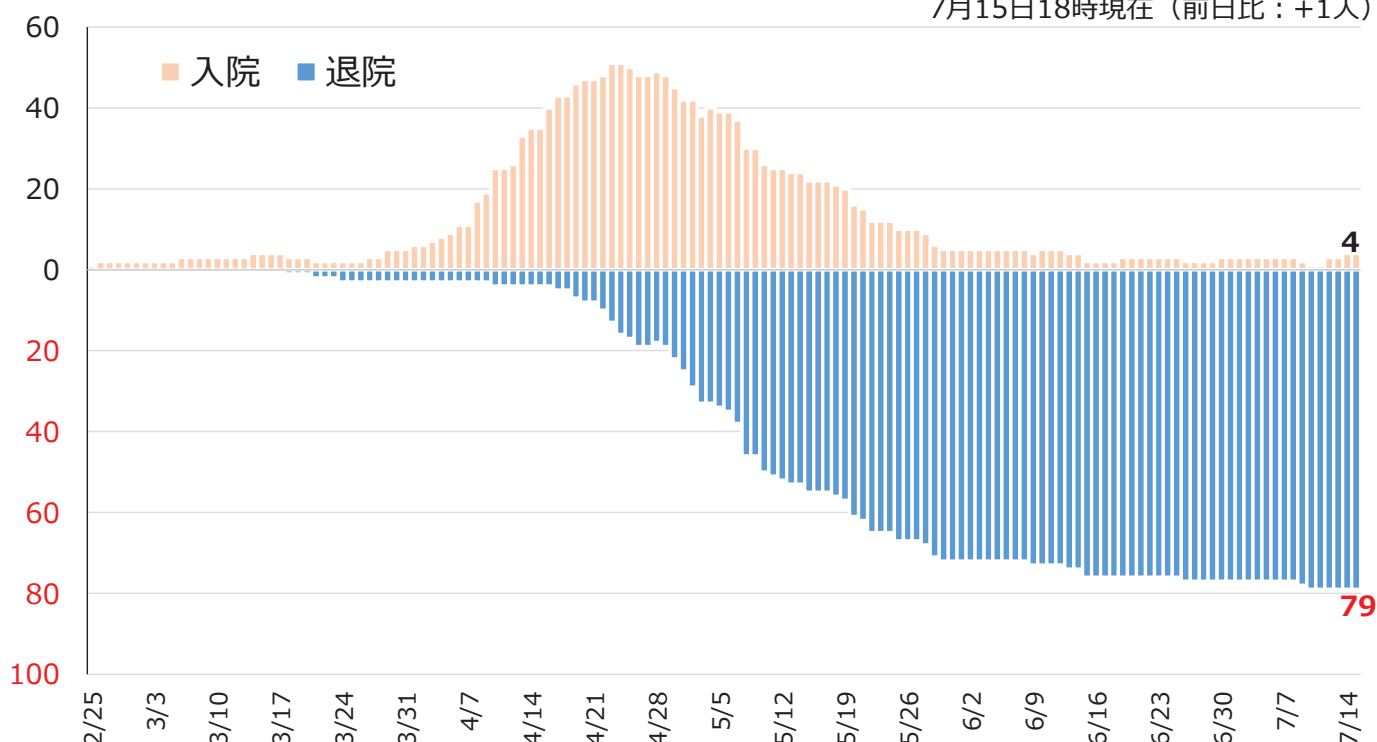


入退院者の状況（累計）

入院中 **4**人

（うち空港検疫における陽性例：0人）

7月15日18時現在（前日比：+1人）



※空港検疫所における陽性例を含みます。

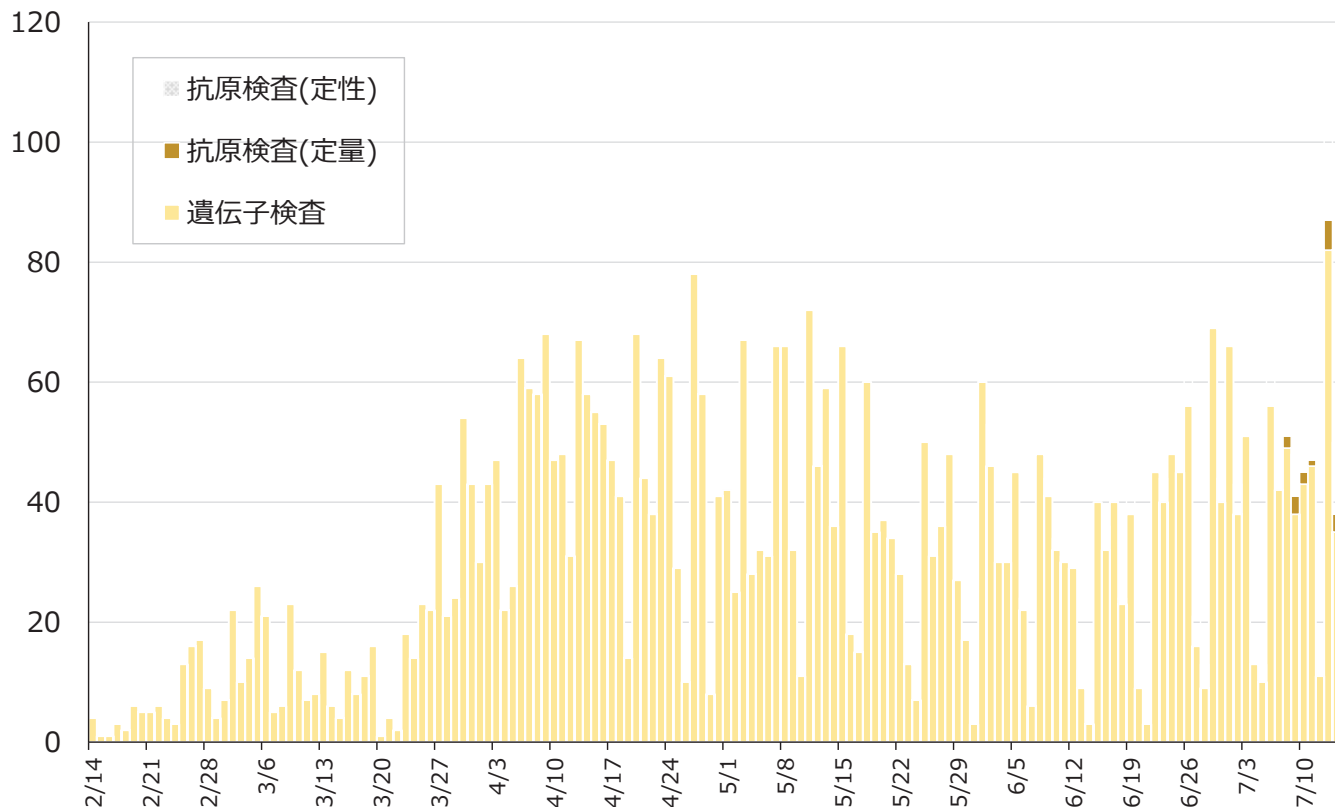
検査実施数（日別）



※陰性確認のための検査を除きます
 ※検査件数は暫定値であり、後日遡って修正する場合がございます。
 ※金～日曜日の検査数については、毎週月曜日に集計しています。

50人 累計 4,878人

7月14日現在 実績値（前日比：-53件）



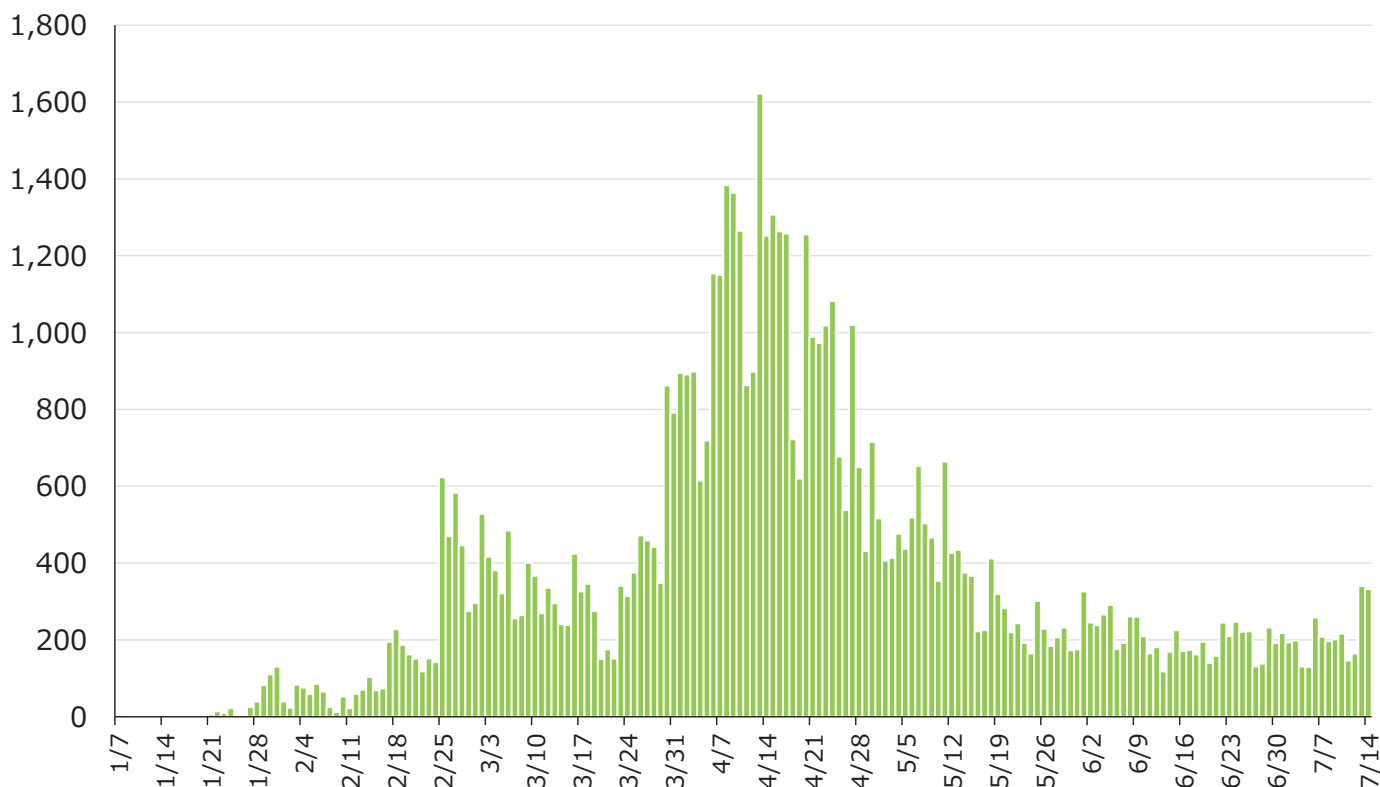
新型コロナウイルス感染症に関する相談状況（日別）



※金～日曜日分の相談件数については、毎週月曜日に集計しています。

332件 累計 65,815件

7月14日現在 実績値（前日比：-8件）



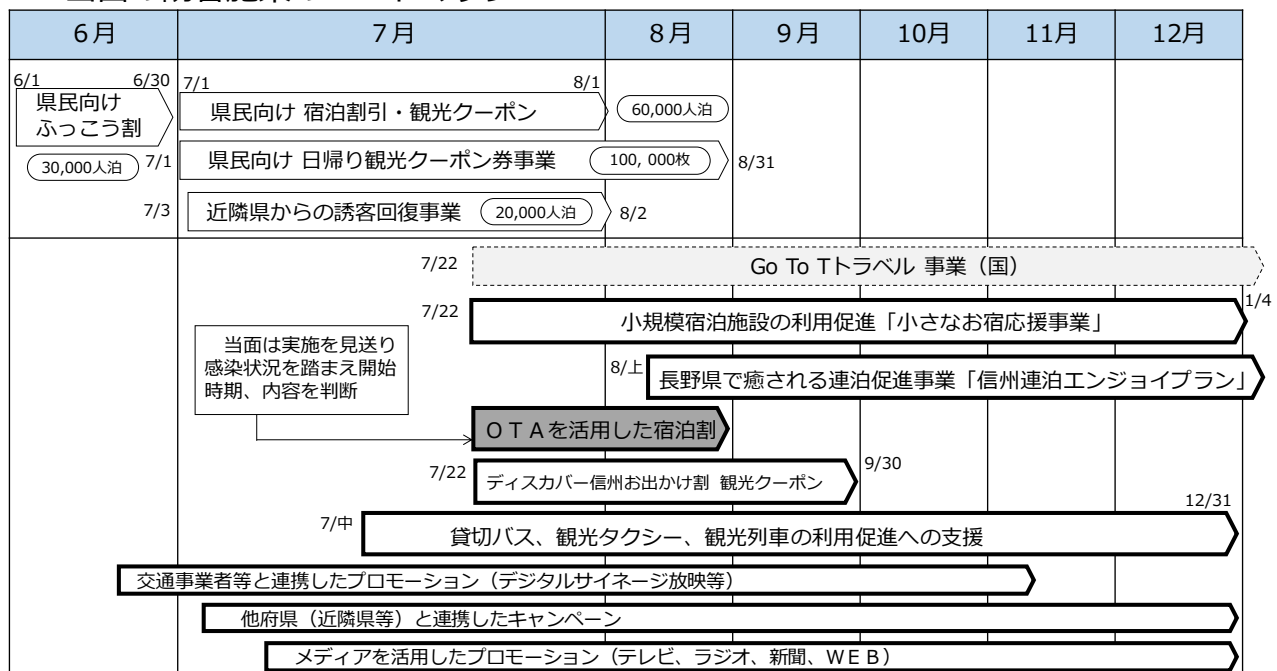
当面の県観光誘客施策の考え方

観光部 7月16日現在

当面の県誘客施策の方向性

- 県施策としては感染症が比較的落ち着いている地域を誘客対象とし、誘客事業やプロモーションは展開するが、民間事業者が感染の比較的落ち着いている地域以外から観光誘客することは妨げない。
- 県民の観光重要基盤を固めつつ、近隣7県から中部及び東北、中国、四国地方（26県）を対象に国内誘客を拡大していく。（感染拡大地域を含む広域ブロックは当面誘客対象としない）ただし、第1期（7/22～）、第2期（8月上旬～）として、段階的に誘客範囲を検討していく。
- GoToキャンペーンの開始など県外需要拡大期における観光誘客対象地域の拡大にあたり、観光関連事業者に対し各業界におけるガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を周知するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用して感染防止対策への協力を求める。
また、宿泊施設における感染疑い事例発生時の対応について明確化し、観光関連事業者と連携・協力して感染症対策の強化を図る。

当面の誘客施策のロードマップ





信州版

新たな旅のすゝめ

しあわせ信州

この度は 信州を旅の目的地に信州を選んでいただきありがとうございます

長野県は、あなただけではなく、ご家族や同行者、旅先で出会うすべての人に信州で気持ちよく過ごしていただくため Withコロナの旅で気をつけていただきたいこと、困ったときの相談先を「新たな旅のすゝめ」とまとめました

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間はできるだけ 2m (最低1m) あけよう
- おしゃべりするときは 真正面を避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 人混みでは マスクの着用と 咳エチケットを徹底しよう
- 周りに人がいるときは 電話や おしゃべりのときもマスクを



③こまめな手洗い・手指消毒

- 手洗いは30秒かけて 水と石けんでいねいに
- 消毒用アルコールを使った 手指の消毒も効果的



旅マエ - 準備は入念に！ -

- 旅行前の2週間は 感染症予防を意識し 体温や行動歴をメモしておこう
- 出発前に体温・体調確認をして 発熱や風邪症状があるようなら 出かけるのはやめよう
- 旅先の感染症対策の情報や 体調が悪くなったときの 対応をあらかじめ調べておこう

サイトQRコード



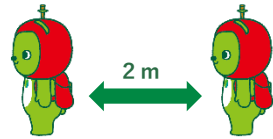
長野県公式観光サイト Go NAGANO



県 新型コロナウイルス 感染症対策 総合サイト

旅ナカ - 楽しみつつ感染予防！ -

- おみやげ選びのときなどで 物にさわるのは 必要最低限にしよう
- 混雑を避けて列に並ぶときは 前の人と距離をとろう
- お店や施設がとっている 感染予防対策をよく聞いて協力しよう
- 旅先の写真といっしょに 行動歴をメモしておこう

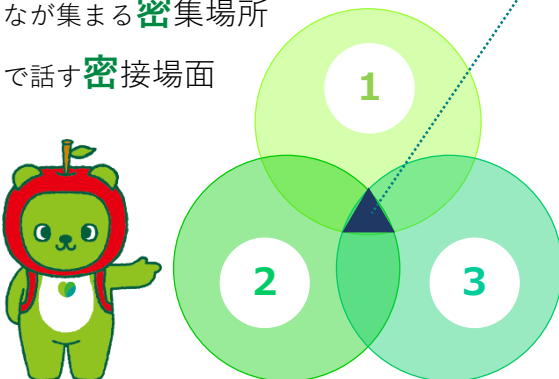


三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② みんなが集まる密集場所
- ③ 近くで話す密接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



旅アト - フォローまでしっかりと -

- 帰ってから2週間くらいは 体温測定や健康チェックを続けよう

信州版 旅のすゝめ

安心旅人 宣言カード



もし旅行中に風邪等の症状が現れたら

旅行中、風邪等の症状が現れた場合で、新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの場合は医療機関を受診する前に、滞在先の市町村を管轄する「有症状者相談窓口（保健所）」にご相談いただくか居住地の相談窓口やかかりつけの医療機関にご相談ください。

☆ 旅行の途中でも、誰かが体調不良になった場合は、旅行を中止する勇気が必要です

少なくとも、以下のいずれかに当てはまる場合は、すぐにご相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談）
- 上記の症状に当てはまらない軽微な症状のみでも、妊娠中の方、味覚障害・嗅覚障害のある方などはご相談ください。

有症状者相談窓口（24時間対応）

窓口名	管轄（滞在地）	電話番号
佐久保健福祉事務所	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3164
上田保健福祉事務所	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-25-7135
諏訪保健福祉事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-57-2930
伊那保健福祉事務所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0265-53-0435
木曾保健福祉事務所	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-25-2233
松本保健福祉事務所	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0263-40-1939
大町保健福祉事務所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-23-6560
長野保健福祉事務所	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	026-225-9039
北信保健福祉事務所	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-62-6104
長野市保健所	長野市	平日（8：30～17：15） 026-226-9964 休日・夜間（17：15～8：30） 026-226-4911

※ 電話での相談が難しい方はFAXで相談をお受けしております。（FAX 026-403-0320）

新型コロナウイルス接触確認アプリ

新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）は陽性確定者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる厚労働のアプリです
これにより、検査の受診など保健所のサポートを円滑に受けることができます
旅行中は、多くの方と接触しますので、ぜひご活用ください

QR用QRコード



Android用



iPhone用

県内事業者の感染予防対策について

長野県では、事業者が以下の感染防止策を実施している「新型コロナ対策推進宣言の店」を実施していますので、お店探しの参考にしてください。

- 対人距離の確保
- 手指の消毒設備の設置
- マスクの着用
- 施設の換気
- 施設の消毒
- 国や関係団体が定めるガイドライン等に基づき必要と判断される項目への対応



わたしは「信州版 新たな旅のすゝめ」をふまえ旅行を楽しみつつ、以下の感染防止策を実施します

- 人混みではマスクをします
- 手洗い・手指消毒をこまめに行います
- 旅行の同行者以外の方と一定の距離を保ちます
- 事業者が実施する感染防止対策に協力します

全ての項目を実践してチェック！旅先でも安心を！



長野県PRキャラクター「アルクマ」

©長野県 アルクマ

皆さまのお越しを
心よりお待ちしております

作成：長野県観光部山岳高原観光課